

三宅町子育て世帯訪問支援事業

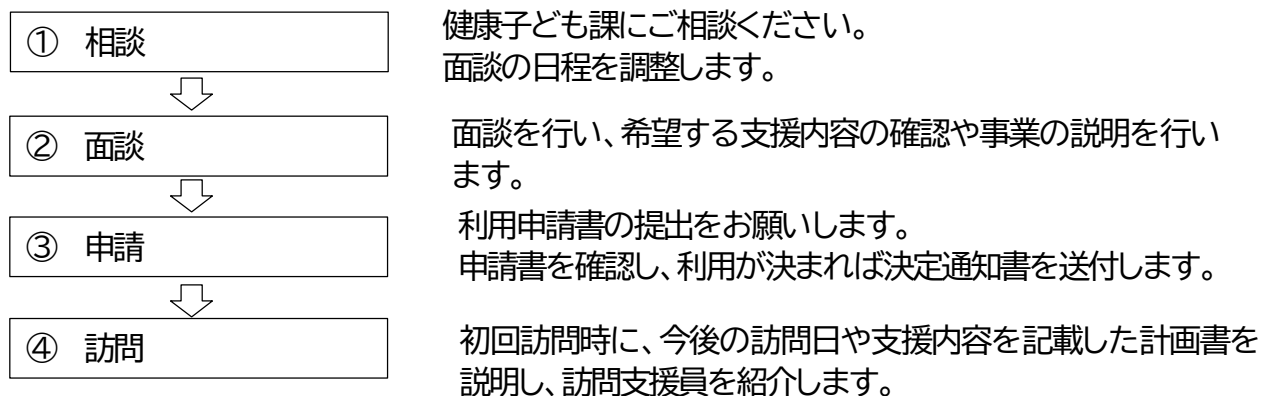
家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等のご自宅を訪問支援員が訪問し、不安や悩みをお伺いし、日常的に行う家事や子育て等の支援を行います。



1. 事業の内容

対象者	三宅町に居住し、家事や育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦等で事業利用が必要と三宅町が認めたもの
支給内容	家事支援(食事の準備、洗濯、掃除、買い物など) 育児支援(授乳、おむつ交換、入浴の手伝いなど)
利用時間	原則、1日あたり2時間でおおむね週2回 ※月から金曜日(祝日及び年末年始を除く)までの日中で時間については要相談
料金	1時間 300円(生活保護受給世帯及び町民税非課税世帯は無料)

2. 利用までの流れ



3. 注意点

- ① 家事支援は原則、保護者とお子さんが自宅で日常的に必要な家事が対象です。
(大掃除など非日常的・一時的な家事は対象外です)
- ② 病児や病後児の世話は対象外です。
- ③ 感染症にかかっている人やそのおそれのある人が家庭にいる時は訪問できません。
- ④ 保護者が不在のときは訪問できません。
- ⑤ 他の公的サービスが使える場合は、他の公的サービスが優先となります。

※訪問支援員ができること・できないことは裏面を参照ください。

訪問支援員ができること・できないこと

《家事支援》

家事の内容	支援できること	支援できないこと	備考
①食事の準備	・家族分の料理、配膳 ・片付け、食器洗い	・大量の料理 ・手間がかかる調理 ・家族以外の料理	食料費、水道光熱費は保護者負担 調理器具は自宅にあるものを使用
②洗濯、補修	・衣類の洗濯、干す、畳む ・アイロンがけ ・縫製（ボタン付け、簡単な縫物）	・大量の洗濯 ・手間がかかる洗濯 ・大量のアイロンがけ ・くつ磨き	洗剤やアイロンなどは自宅にあるものを使用
③掃除	・リビング、居間、寝室、台所、トイレ、お風呂、洗面所の簡易な清掃（掃除機かけ、床ふき程度） ・ゴミ出し（地域のルールに従ったもの）	・窓、網戸、庭等の掃除 ・エアコン、換気扇、ガスコンロ、冷蔵庫の掃除 ・年末の大掃除など大がかりなもの	清掃に使用する洗剤や物品などは自宅にあるものを使用
④買い物	近隣のスーパー等での食材や日用品の買い物	・大量の買い物 ・家具や家電製品 ・遠方への買い物	訪問支援員による立て替えはできない。 交通費は利用者負担
⑤その他	・布団干し ・シーツ交換 ・整理整頓（部屋の片付け）	・銀行振込等 ・自動車の給油、洗車等 ・ペットの世話 ・荷物の受け渡し ・来客対応	

《育児支援》

育児の内容	支援できること	支援できないこと	備考
①授乳等	・調乳、哺乳瓶の洗浄 ・授乳	初めての食材などを訪問支援員が与えること	使用する物品などは自宅にあるものを使用
②おむつ交換	・おむつ交換 ・おむつの片付け		使用する物品などは自宅にあるものを使用
③入浴	・沐浴の手伝い ・ベビーバスの用意、片付け		使用する用具などは自宅にあるものを使用
④見守り	・子どもの遊び相手、寝かしつけ、宿題の見守り		使用する物品などは自宅にあるものを使用



ご利用にあたり、
ご不明な点があれば、
お問い合わせください。

三宅町役場 健康子ども課

〒636-0213 三宅町大字伴堂848-1（あざさ苑内）

TEL：0745-43-3580

FAX：0745-43-2107

mail：kenkou@town.miyake.lg.jp